

議案第 5 6 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 9 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条

例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 9 年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「 ）には」の次に「、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認めるときは」を加え、「100分の70を支給」を「100分の100以内を支給」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項本文」を「前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣された職員に係る当該新たに派遣された日における改正後の第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、この日において改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 4 条第 1 項の規定を適用したとした場合におけるこれらの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ

て得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
- (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
- (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（議案56号）

改正案	現行
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、<u>規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認めるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u></p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると市長が認めるときは、<u>前項の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。</p>	<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると市長が認めるときは、<u>前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</u></p> <p>3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。</p>